

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の2	理容所の確認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第11条第1項による理容所の開設に係る事項の届け出があること。
- (2) 法施行規則第19条に規定される事項及び添付書類の届け出があること。
- (3) 申請は、盛岡市理容師法施行細則第2条に基づく理容所開設届によること。
- (4) 法第12条に規定される措置基準を満たすことのできる施設であること。
- (5) 法施行規則第26条及び第27条に規定される基準を満たすことのできる施設であること。
- (6) 盛岡市理容師法施行条例第3条に規定される基準を満たすことのできる施設であること。
- (7) 法第11条の4に基づき、理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所ごとに、管理理容師を置くこと。

2 標準処理期間は、7日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。